

平成27年1月30日

福岡教育大学との取引に関する留意事項について

本学との取引に関しては、下記の事項に留意してください。不適切な取引とならないよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1. 規程等の遵守について

本学との取引に当たっては、国立大学法人福岡教育大会計事務取扱規程及び国立大学法人福岡教育大学契約事務取扱規程を遵守してください。

2. 発注について

教職員が発注できる事務は、「1品10万円未満かつ1件の総額が50万円未満」の契約に限られており、この範囲外の契約の発注については、財務企画課契約担当が行うこととなっております。

教職員から直接発注を受ける場合は、上記範囲外の発注、また意図的に1つの契約を複数契約に分割するような発注は受けないでください。このような発注がありましたら、速やかに財務企画課契約担当までご相談願います。

3. 納品検収について（宅配便等の直接納品を除く）

納品検収は、原則、契約担当部署の検収担当職員が行います。

納品の際は、検収担当職員から納品物の確認を受け、納品書に検収印の押印を受けてください。その後、納品場所（研究室等）に納品し、当該納品書に発注者等（学生は不可）の署名又は押印を必ず受けてください。

4. 提出書類等の日付について

見積書、納品書（業務完了通知書）及び請求書など、本学に提出する書類は必ず日付をご記入ください。また、手書きの日付は不正を疑われますので、可能な限り印字してください。

5. 取引停止について

次の行為等があった場合、国立大学法人福岡教育大学物品等契約に関する取引停止等の取扱細則により一定期間の取引停止措置を行います。

- ・過失による粗雑な契約行為
- ・賄賂
- ・独占禁止法違反
- ・競売入札妨害又は談合
- ・不正又は不誠実な行為
- ・預け金（架空納品等）
- ・虚偽の書類提出（品名替え等）

なお、過去の不正取引について、本学に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行うことがあります。

6. 不正取引等の通報について

不正又は不適切な取引情報がある場合は、本学通報窓口へ通報してください。

〈通報窓口〉

受付場所：福岡教育大学連携推進課長

Tel：0940-35-1004/Fax：0940-35-1700

E-mail：rensuich@fukuoka-edu.ac.jp

7. 監査等に伴う書類提出等について

会計検査院の会計実地検査、外部資金等の委託先による経理調査、監査法人による監査及び本学の内部監査等に伴い、本学との取引データ（売上台帳など）の提出等を依頼することがありますので、その際にご協力くださいますよう宜しくお願いいたします。

8. 契約関係規則について

本学の契約関係規則は、福岡教育大学ホームページから閲覧できます。

掲載場所：ホーム > 調達情報 > 契約関係規則

以上

【本件の問い合わせ先】

〒811-4192 福岡県宗像市赤間文教町 1-1

福岡教育大学財務企画課契約担当

TEL 0940-35-1831

FAX 0940-35-1701